

令和7年度あなたの声まとめ (FAX・Eメール含む)

令和7年12月集計分

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
1316	12/8	メール	要望	敷地内にある消火栓について	<p>1. 消火栓の所有者について</p> <p>消火栓の所有は桑名市となります。公設消火栓が公地ではなく私有地に設置されている背景といたしましては、昔、消火栓整備が、自治会からの消火栓設置要望に対して、自治会費を含んで行われてきたことにあります。そこで、ご質問の「許可等の書面」ですが、水道工事の担当課であります水道課へ連絡し確認をしましたが、このような許可書はありませんとの回答でした。</p> <p>2. 消火栓の撤去について</p> <p>消火栓は、火災の際に地域の皆様をお守りするために必要不可欠なものとなりますので、消防本部といたしましては、現状どおりの設置にご理解いただきたいと考えております。しかし、設置されておりますのは私有地となります。撤去費用に関しましては個人もしくは自治会のご負担となりますが、仮に土地所有者の方が撤去を要望された場合には、消防本部の方で消防活動に及ぼす影響について、付近の水利設置状況から確認させていただきます。支障がないようでしたら、自治会内で撤去に関する相談を行っていただき、自治会の承認後に消防本部へ撤去依頼をいただくよう説明をさせていただきます。その後、消防本部から水道課へ撤去工事の手配をする流れとなります。</p>	消防本部総務課
1317	12/8	メール	要望	共同親権 HP 周知内容の充実のお願い。	離婚後の子どもの権利の確保等について、大変重要なことと認識しております。	子ども総合センター

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					<p>市ではホームページで周知を行うほか、離婚前後のサポートのため、電話や窓口にて相談を行っております。</p> <p>ご指摘いただいたホームページの掲載内容については、検討していきます。</p>	
1318	12/12	メール	要望	<p>生涯学習講座で新規の講座開設をさせていただくことを希望する場合、どのような手順で手続きを進めればよろしいでしょうか。</p>	<p>桑名市パブリックセンターにおきましては、くわな市民大学「市民企画講座」を毎年4月上旬に募集をかけているところです。「市民企画講座」とは、企画から運営まで全て行なっていただく講座です。</p> <p>応募資格としましては、活動拠点が桑名市内にある方、または、市内在住もしくは在勤・在学である方等の要件がございます。応募していただいた講座は審査があり、認定された場合は受講生募集の広報も支援します。</p> <p>次年度につきましても、ホームページ等で3月下旬頃からご案内をさせていただきますので、ご確認いただければと思います。</p>	桑名市パブリックセンター
1319	12/13	メール	要望	<p>1号線の中央町の交差点より西側に、跨線橋があると思います。跨線橋の西に向かい、降りたところの右折レーンが前より伸びていました。信号の右行き矢印がなければ、そんなに渋滞が緩和されたとは思いません。</p>	<p>国道一号線の中央町交差点西方、三崎跨線橋につきましては、今年度、渋滞緩和対策のため、桑名警察署と協議の上、桑名本郷交差点の右折レーンを延長いたしました。</p> <p>ご提案いただきました右折用の矢印信号の設置でございますが、信号機設置の判断は三重県公安委員会（警察本部）が行います。</p> <p>当市といたしましても、渋滞緩和の根本的な対策として右折用の矢印信号が必要であると考えておりますので、すでに、三重県公安委員会（警察本部）への要望を行っております。</p> <p>引き続き、右折用の矢印信号設置の要望を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>	桑名駅周辺整備事務所

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
1320	12/13	メール	質問	学校再編について	<p>1. 多度学園について、何人規模の目安でつくられましたか？ →多度学園については、設計・施工にあたっての要求水準として、令和7年度の児童・生徒数を、前期課程（小学生）499人、後期課程（中学生）346人、合計845人と想定し、現在建設を進めています。</p> <p>2. 多度学園の一人当たりの面積で光風の再編も同規模でされることで考えていいですか？ →学校（校舎）の面積には国が示す基準があり、学校における一人当たりの面積ではなく、学級数に応じて定められています。 今後の学校整備においては、整備が決定した時期の国の基準に鑑み、面積を決定していくものと考えています。</p> <p>3. 多度学園は、現在で言う中学生はそのまま制服だと思われそうですが、現在で言う小学生は制服になるのですか？ →多度学園において、現在で言う中学生（後期課程の生徒）は制服、小学生（前期課程の児童）は私服となります。</p> <p>4. 多度学園に配膳室とかいてあるのをみましたが、給食ということですか？ →多度学園に通学する児童・生徒には、給食を給食センターで調理し提供します。</p>	新たな学校づくり課
1321	12/15	メール	要望	近くの街路灯の不点について	<p>街灯(KA0579)が点灯しない件ですが現在修繕依頼中として依頼業者に確認したところ交換部品が受注発注のため部品入りが12月末から1月初旬頃になってしまうとの報告をいただいておりますので部品入りまでの間、遅くなりましたが仮設の街路灯を来週中に取付ける予定ですのでご迷惑をおか</p>	土木課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					けしませんがよろしくお願いたします。	
1322	12/19	メール	要望	近鉄名古屋線桑名駅は高架化について	<p>桑名市の中心市街地は、鉄道により東西に分断されているため、20世紀後半以降、鉄道を高架化する連続立体交差事業が検討されました。</p> <p>しかし、莫大な費用と長期の事業期間が必要となることから平成15年に鉄道の高架化を断念することとなりました。</p> <p>その後、自由通路・橋上駅舎等の整備へと方針を転換し、令和2年に桑名駅自由通路及び橋上駅舎が完成いたしました。</p> <p>このため、桑名市において、鉄道を高架化する予定はございませんが、鉄道事業者と連携し、利用者の皆さまが快適かつ便利に桑名駅を利用いただけるよう、駅周辺の整備を進めてまいります。</p>	桑名駅周辺整備事務所
1323	12/21	メール	要望	ふるさと納税のワンストップ申請について	<p>ワンストップ申請から受付受領通知までにお時間を要しており申し訳ございません。</p> <p>さとふる寄附者様のワンストップ受付受領通知については、受付処理の月末に締め、翌月頭にメールにて受領通知を送る運用としております。</p> <p>ワンストップ受付処理については、12/4に処理を実施しており1月頭にメールにて受領通知を送る予定でございました。</p> <p>システム上では問題なくワンストップ受付受領となっておりますのでご安心ください。</p>	ブランド推進課
1324	12/22	メール	要望	家の前にお墓があります。ドラム缶で朝6時ごろから草木など燃やしているようです。	<p>家庭ごみを燃やす等、野焼きは法律（廃棄物処理法）で原則禁止されておりますが、一部例外（農業者が行う稲わら等の焼却や風俗習慣上で行われる地域の行事等）とされている行為があります。そのため、一律禁止ということはいたしかねます。</p>	環境対策課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					<p>ただし、例外の場合でも、天候や風向き、周辺環境等によっては指導が出来ますので、野焼きを実施している現行のタイミングで市にご連絡いただければ、現地確認の上、行為者に注意等を行うことは可能です。なお、市の対応時間外の場合は、桑名警察署（Tel0594-24-0110）に通報していただければ対応可能です。</p> <p>また、市では野焼き禁止の啓発チラシを作成しております。回覧板等でご活用いただくことができますので、自治会長様等にご相談いただき、ご検討ください。</p>	
1325	12/22	メール	要望	学校給食の日数削減の通知について	<p>近年、夏季における猛暑が常態化しており、児童の下校時の安全確保や健康への影響が懸念されています。このため教育委員会では、子どもたちの健康と安全を最優先に考え、夏休み前および夏休み明けの一定期間について、給食を実施せず、下校時刻を早める対応ができるようにいたしました。保護者の皆様には、ご家庭での昼食対応をお願いすることとなり、ご負担をおかけいたしますが、趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、学童保育への弁当配達について、通年での配達をご希望とのことですが、担当課に確認したところ、今現在、弁当配達業者、学童運営事業者との調整をはかっているとの回答でした。</p> <p>いただいたご意見も参考にしながら、今後も子どもたちの健康と安全を考えた給食提供に取り組んでまいりますので、桑名市の学校教育へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	学校教育課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
1326	12/24	メール	要望	<p>重度障害者タクシー料金助成券について</p>	<p>ご指摘の通り、現行の制度では、タクシー助成券の使用は1乗車につき1枚（730円）の使用を限度としております。</p> <p>この制限を設けている背景といたしましては、本制度が障害のある方の社会参加や通院等にかかる経済的負担の軽減、および社会活動の促進を目標としていることから、より多くの方に公平かつ適正にご利用いただくため、使用枚数に上限を設定しております。</p> <p>しかしながら、障害やご家庭の状況、外出時のご負担の状況によっては、現在の運用が十分な支援とならず、外出機会の縮減につながってしまうというお声も真摯に受け止めております。</p> <p>現在、他市の事例やご利用状況、協力タクシー事業者との情報共有も順次図りながら、制度内容の見直しについて検討を始めております。</p> <p>つきましては、今回いただいたご要望につきましても、制度見直しの重要なご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、規則等の改正には一定の手続きや調整期間を要するため、即時の対応は難しい状況ではございますが、ご負担軽減に向けた取り組みを今後も進めてまいります。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。</p> <p>その他、ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。</p>	障害福祉課